

市政記者各位

令和4年1月14日
市民局防犯・交通安全課

福岡市再犯防止推進計画（案）への市民意見を募集します

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、令和2年には、約半数の49.1%に達しました。

本市における再犯者率についても、令和2年には46.5%であり、約半数が再犯者となっています。

こうした状況を受け、福岡市としても国や県、民間団体その他関係者と連携、協力して、再犯防止に必要な取組みを推進することで犯罪や非行をした人たちが孤立することなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「福岡市再犯防止推進計画」の策定を進めています。

本計画の策定にあたり、その案を取りまとめましたので、案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

1. 意見募集期間

令和4年1月14日（金曜日）から令和4年2月14日（月曜日）まで **※必着**

2. 閲覧・配布資料

意見募集案内、福岡市再犯防止推進計画（案）【概要版】

福岡市再犯防止推進計画（案）、意見提出用紙

3. 資料の閲覧・配布場所

資料は市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布します。

防犯・交通安全課（市役所7階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、

各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所

4. 意見の提出方法

〔郵 送〕〒810-8620（住所不要） 福岡市 市民局 防犯・交通安全課

〔FAX〕092-711-4059

〔持 参〕前記3の「資料の閲覧・配布場所」へ

〔電子メール〕bouhankotsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

※住所及び氏名を必ず明記してください。（記載のないものは受付できません）

【問い合わせ先】

市民局生活安全部防犯・交通安全課 小畑

電話：711-4060（内線：1770）

FAX：711-4059

福岡市再犯防止推進計画(案)への市民意見を募集します

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、福岡市における再犯防止推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市再犯防止推進計画」(令和4年度～令和8年度)の策定を進めております。

このたび、「福岡市再犯防止推進計画(案)」を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集いたします。

1. 意見募集期間

令和4年1月14日(金曜日)から令和4年2月14日(月曜日)まで

2. 閲覧・配付資料

- ① 福岡市再犯防止推進計画(案)【概要版】
- ② 福岡市再犯防止推進計画(案)
- ③ 意見提出用紙

3. 資料の閲覧・配布場所

資料は市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布します。

防犯・交通安全課(市役所7階)、情報公開室(同2階)、情報プラザ(同1階)、各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所

4. 意見の提出方法

様式は自由ですが、提出期限までに以下のいずれかの方法で提出してください。

なお、**意見提出用紙**を添付していますので、ご活用ください。

また、住所及び氏名を必ず明記してください。(記載のないものは受付できませんのでご注意願います。)

〔郵送〕 〒810-8620(住所不要)福岡市 市民局 防犯・交通安全課

〔FAX〕 092-711-4059

〔持参〕 前記3の「資料の閲覧・配布場所」へ

〔電子メール〕 bouhankotsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

※ メールタイトルを「福岡市再犯防止推進計画(案)への意見」とし、メール本文中に住所・氏名(必須)を記載してください。

なお、ご意見は、できれば「〇ページの〇番(〇)について」など、案のどの部分についてのご意見であるかを、詳しくご記入ください。

※ 電話や口頭によるご意見はお受けいたしません。

5. その他

- ・お寄せいただいたご意見については、個別に回答はいたしませんので、予めご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は、住所・氏名等の個人情報を除き原則公開いたします。
なお、個人情報については、非公開情報として厳正に取り扱います。

【お問い合わせ先】

福岡市 市民局防犯・交通安全課

電話番号：092-711-4054 ファックス：092-711-4059

電子メール：bouhankotsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市再犯防止推進計画（案）【概要版】

第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、福岡市における再犯防止推進施策を総合的かつ計画的に推進する計画とする。

計画の推進にあたっては、“福岡市防犯のまちづくり推進プラン”の実施計画と位置づけ、整合性を図るとともに、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ、施策を実行する。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

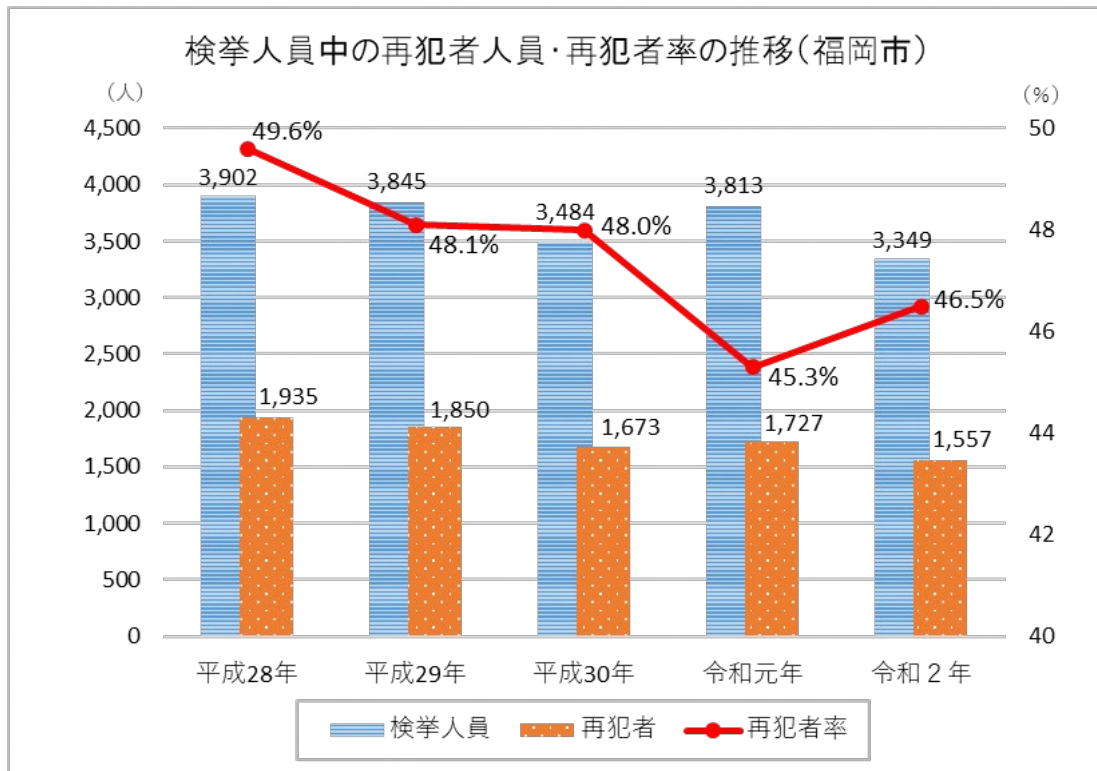
第2章 再犯防止を取り巻く現状

1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯 認知件数、検挙人員、検挙率の推移

(2) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

本市における令和2年の刑法犯検挙人員中の再犯者数は1,557人であり、再犯者率は46.5%となっている。



(3) 刑法犯 罪種別、検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移 など

2 更生保護に関する状況

(1) 協力雇用主登録者数及び業種

(2) 保護司委嘱数及び充足率

本市における保護司の委嘱数は、令和3年4月1日時点で476人、充足率は89.6%であり、県や全国の充足率より高くなっている。

※各年4月1日時点		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
福岡市 (定数531人)	委嘱数	489	474	482	477	476
	充足率	92.1%	89.3%	90.8%	89.8%	89.6%
福岡県 (定数2,157人)	委嘱数	1,950	1,899	1,885	1,841	1,831
	充足率	90.4%	88.0%	87.4%	85.4%	84.9%
全国 (定数52,500人)	委嘱数	47,772	47,444	47,057	46,627	46,270
	充足率	91.0%	90.4%	89.6%	88.8%	88.1%

(3) 保護観察対象者数 など

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することで、再犯を防止し、「犯罪のない安全で住みよいまちづくり」に寄与する。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、全市的かつ中・長期的な視点で再犯防止の取組みを推進するため、国等との適切な役割分担を踏まえ、関係行政機関や民間の団体等と連携し、次のとおり推進していく。

- 再犯防止について、広報・啓発を強化し、市民の理解と関心を醸成
- 関係機関との連携を強化し、隙間のないネットワークを構築

● 取組み分野

再犯防止の取組みは、多岐にわたるため、基本理念・基本方針に基づき、以下の8つの分野に整理した。

- 1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進
- 2 関係機関との連携強化
- 3 民間協力者の活動との連携
- 4 就労の支援等による社会の居場所づくり
- 5 住居の確保等による社会の居場所づくり
- 6 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用促進
- 7 非行の未然防止、犯罪をした少年への継続した学びの支援
- 8 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

【重点的に取り組む分野】

犯罪や非行をした人たちへの理解促進と社会復帰しやすい環境づくりを進めるにあたり、特に重要性が高く、いち早く取り組む必要がある「保護司や協力雇用主等の民間協力者の活動への支援」、「就労の確保」などの課題に対応するため、次の3つの分野を本市の再犯防止施策の重点分野に位置づけ、取組みを推進する。

- 1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進
- 3 民間協力者の活動との連携
- 4 就労の支援等による社会の居場所づくり

3 参考指標

基本理念・基本方針に基づく取組みの動向把握のため下記項目を参考指標とする。

参考指標	年(度)	現状値	検証値
		計画策定時直近の数字	令和8年
“社会を明るくする運動”の認知度 (市政アンケート)		令和3年度 29.5%	33.3%
保護司数(市内)		令和3年4月1日時点 476人	490人
協力雇用主数(市内)		令和3年4月1日時点 330社	360社

第4章 取組みの展開

8つの取組み分野における主な取組み

1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進

- 保護司との共催による“社会を明るくする運動”やキャンペーン等の実施
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の広報・啓発 など

2 関係機関との連携強化

- 保護観察所との連携会議
- 若者の相談体制の強化【拡充】 など

3 民間協力者の活動との連携

- 保護司の人材確保に対する支援【新規】
- 更生保護活動功労者表彰の創設【新規】 など

4 就労の支援等による社会の居場所づくり

- 協力雇用主支援事業（社会貢献優良企業の優遇措置）
- 官民が連携した取組みに対する支援【新規】 など

5 住居の確保等による社会の居場所づくり

- 市営住宅への入居
- セーフティネット住宅の供給促進 など

6 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用促進

(1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等

- 保健医療・福祉サービスの相談支援
- 在宅精神障がい者等処遇支援事業 など

(2) 薬物依存を有する者への支援等

- 相談支援窓口の設置及び薬物依存症回復支援プログラムの実施
- 福岡市薬物乱用防止対策推進協議会 など

7 非行の未然防止、犯罪をした少年への継続した学びの支援

- 児童相談所機能の強化
- ボランティア活動による立ち直り支援 など

8 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

- こども総合相談センターえがお館での相談事業
- アルコール保健対策事業 など

第5章 計画の推進体制

本計画に掲げた取組みを効果的・効率的に推進するため、庁内の再犯防止施策に携わる関係部局で構成する「福岡市再犯防止推進連絡会議」を活用し、関係課相互の情報共有や意見交換等を行い、これまで以上に連携を強化することにより、全庁的な視点で再犯の防止等に関する取組みを推進していく。

また、国や民間の関係機関・団体で構成する「福岡市再犯防止推進検討会」との連携協力のもと、再犯防止に係る施策を総合的に推進していく。

意見提出用紙

「福岡市再犯防止推進計画（案）」について

- ・住所、氏名を必ず記載して下さい。（記載の無いものは受付できませんのでご注意ください。）
- ・ご意見は複数枚にわたっても結構です。

住所(必須)	
ふりがな	
氏名(必須)	
・() ページの () 番 () について	

(ページ中 ページ)

令和4年2月14日（月）必着

- 郵送 〒810-8620（住所不要）福岡市 市民局 防犯・交通安全課
- ファックス 092-711-4059
- 電子メール bouhankotsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

・意見提出は、郵送、ファックス、電子メールのほか次の場所への持参でも受け付けます。

防犯・交通安全課（市役所7階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、
各区情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所

・() ページの () 番 () について

・() ページの () 番 () について